

三井屋工業株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全従業員が安心して仕事に取り組み、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成31年4月1日から令和5年3月31日までの4年間

2. 計画内容

〈目標1〉

計画期間中に育児休業の取得状況を、男性は取得者1人以上、女性は取得率80%以上とする。

〈目標1達成のための対策〉

- 平成31年 4月～ 過去5年間の「育児休業取得者」と「出産による退職者」及び「今後の育児休業取得対象者」のデータを整理し、傾向や問題点などを抽出する。
- 令和元年10月～ 問題点の要因解析を行い、対策案の検討を行う。
- 令和2年 4月～ 具体的対策事項の実施。
ex.育児休業制度に関するパンフレットを作成し社員に配布する。
ex.育児休業制度の理解促進のため、管理職に対して研修を行う。
ex.配偶者が出産した社員に対して、育児休業の取得を促す。
- 令和3年 4月～ 効果の確認と見直し、追加策の検討を行う。

〈目標2〉

所定外労働を削減するための施策を講じる。

〈目標2達成のための対策〉

- 平成31年 4月～ 部門ごとの所定外労働の実態を調査し、傾向や問題点を抽出する。
問題点の要因解析を行い、対策案の検討を行う。
経営者と従業員代表委員会で協議を開始する。
具体的対策事項の実施。
ex.月々の残業実績を各部課長へ提供する。
ex.週1日ノー残業デーを設定する。
ex.消灯時間を設定する。
ex.定時後の見回りを実施する。
ex.部署間の応援体制の整備。
- 令和元年 7月～ 効果の確認と見直し、追加策の検討を行う。